

平成 30 年 4 月 11 日

## 指定旧供給地点の変更の許可について（美帆ヶ丘団地）

九州経済産業局長から、株式会社大晴（法人番号 7300001007230）による指定旧供給地点（美帆ヶ丘団地）の変更の許可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 36 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329 資第 5 号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第 1（17）②に適合していると認められましたので、別紙のとおり九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20180330 九 州 第 61 号  
平 成 30 年 4 月 11 日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の変更の許可について（美帆ヶ丘団地）（回答）

平成 30 年 3 月 30 日付け 20180322 九州第 17 号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の変更の許可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該指定旧供給地点の変更の許可の申請については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329 資第 5 号。その後の改正を含みます。）第 1（17）②に適合していると認められました。